

【施策番号45】自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

資料4-3

第2 精神的・身体的被害の回復・防止への取組

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供(基本法第14条関係)

(8) 自動車事故による重度後遺障害者に対する医療の充実等

計画本文

国土交通省及び独立行政法人自動車事故対策機構において、自動車事故による重度後遺障害者が質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の充実等を図るため、療養施設の充実やリハビリテーションの機会の確保に向けた取組を推進する。また、自動車事故による重度後遺障害者に対する介護料の支給等を推進するとともに、相談・情報提供等の介護料受給者への支援の充実・強化を図るほか、在宅で療養生活を送る自動車事故による後遺障害者の介護が様々な理由により困難となる場合に備えた環境整備を推進する。(45)

進捗状況

○ 質の高い治療・看護・リハビリテーションを受けられる機会の拡充

自動車事故による重度後遺障害者に対する治療・看護・リハビリテーションの機会の充実等について、療養施設の設置・運営や、介護者なき後に備えるための環境整備等を着実に推進。

<療養施設の設置・運営>

	平成28年度	令和2年度
療養施設	8か所	11か所
病床数	290床	310床

○ 在宅で療養する重度後遺障害者を対象とした支援の推進

在宅で療養する重度後遺障害者を対象とした介護料の支給等を実施するほか、介護料受給者宅への訪問支援の実施による精神的支援などを着実に実施。

	平成28年度	令和2年度
訪問支援の実施割合(※)	66.3%	75.6%

(※)前年度末日時点におけるNASVAIによる介護料支給者(令和元年度末日時点:4,684人)のうち、訪問支援を実施した割合

○ 介護者なき後に備えるための環境整備

介護者なき後の生活の場となり得るグループホームや障害者支援施設の新設等を支援するとともに、開業後の人材確保に要する経費や機器整備に要する経費等を支援。

	平成30年度	令和2年度
補助対象事業者数	23者	54者